平成２５年（フ）第４４７号
千葉県流山市江戸川台西２丁目250番地　藤コーポ101
債務者　安藤　友明
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４６８号
千葉県柏市豊四季268番地９　山崎ハイツＢ―101号
債務者　傳法谷優子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４８３号
千葉県松戸市松飛台213番地の10
債務者　金子小夜子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４９７号
千葉県松戸市松戸新田24番地
債務者　飯塚　　純
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５２７号
兵庫県尼崎市神田北通５丁目133番地の１サンプラザ尼崎503号、前住所兵庫県川西市見野３丁目12番19号
債務者　吉武　文明
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４１号
島根県浜田市弥栄町木都賀イ887、住民票上の住所島根県浜田市日脚町192番地７
債務者　日野原哲也
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第４２号
島根県浜田市日脚町983番地５
債務者　渡辺　宏二
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第５４９号
北九州市小倉北区江南町５番10―1308号
債務者　坂口　智彦
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５９１号
北九州市八幡西区貴船台９番13号
債務者　品原千惠子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１８５号
青森県むつ市大字田名部字品ノ木34番地197
債務者　上村奈津美
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５９８号
愛知県半田市浜田町１丁目２番地
債務者　有川ミヨ子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６１２号
神戸市中央区磯辺通４丁目２番３―602号
債務者　髙松美千代
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４号
熊本県玉名郡南関町大字相谷943番地
債務者　森田　良一
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第５５号
熊本県玉名郡南関町大字相谷943番地
債務者　森田　博子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第３９号
山口県下関市貴船町４丁目10番50―107号アドバンス21貴船
債務者　プロジェクト・オフィスこと　佐藤　博昭
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第５３３号
北九州市小倉北区吉野町11番27―1103号
債務者　川上　　渚
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５７１号
北九州市小倉北区熊本３丁目９番６―101号
債務者　近藤　憲司
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部